

令和5年

第1回通常総会会議録

開催日：令和5年2月20日（月）

会場：マリnpレスかごしま「マリnpホール」

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

議 長
(枕崎市長)

前田祝成  印

議 員
(さつま町長)

上野俊市  印

議 員
(三島村長)

大山辰夫  印

1. 開催日時

令和5年2月20日 午後1時30分～2時42分

2. 開催場所

マリnpレスかごしま（マリンホール）

3. 出席者・議長等

総会議員定数 : 46人
出席者数 : 28人（内訳：本人出席9人、代理出席19人）
議長 : 前田祝成（理事長）
議事録署名者 : 前田祝成議長（枕崎市長）、上野俊市議員（さつま町長）、
大山辰夫議員（三島村長）

4. 議 事

【報告事項】

報告 第1号 弾力条項（令和4年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について
〃 第2号 弾力条項（令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について
〃 第3号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について
〃 第4号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（4回）について

【議決事項】

議案 第1号 手数料規程の一部改正について
〃 第2号 特別徴収情報經由事業規則の一部改正について
〃 第3号 保健事業保険者等支援事業規則の一部の改正について
〃 第4号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（5回）について
〃 第5号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）について
〃 第6号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）について
〃 第7号 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正について
〃 第8号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（3回）について
〃 第9号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について
〃 第10号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2回）について
〃 第11号 財産の処分（令和4年度）について
〃 第12号 令和5年度事業計画（案）について

- 議案 第13号 一時借入金について
- 〃 第14号 令和5年度一般会計歳入歳出予算について
 - 〃 第15号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
 - 〃 第16号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
 - 〃 第17号 令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について
 - 〃 第18号 令和5年特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
 - 〃 第19号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
 - 〃 第20号 令和5年障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
 - 〃 第21号 財産の処分（令和5年度）について

5. 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開 会

○若宮総務課長補佐 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、進行を務めます総務課の若宮でございます。よろしくお願いいたします。

また、本日は、本会が発行しております「国保かごしま」の取材のために写真を撮影させていただいております。御了承ください。

本総会、総会議員定数46人でございます。ただいまの出席者数につきましては28人でございます。

定数の半分以上が出席しておりますので、本総会は成立しておりますことをここに御報告いたします。

それでは、ただいまから、令和5年第1回通常総会を開会いたします。

(2) 理事長挨拶

○若宮総務課長補佐 はじめに、開会に当たりまして、本会の前田理事長が御挨拶申し上げます。

[理事長前田祝成君登壇]

○前田理事長 皆様、こんにちは。理事長の枕崎市長の前田でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

また、皆様には、かねてから本会の業務運営につきまして格別な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから3年が経過いたしました。ここに来て、ようやくインフルエンザと同じ5類感染症への引き下げが示されるなど、コロナとともに日常生活を前進させる動きを実感しているところでございます。

各市町村におかれましては、ワクチン接種の取組、そして地元経済の活性化に向けた御対応など、これまでの御苦勞とコロナからの回復に向けた今後の御尽力に心から敬意を表します。

さて、昨年11月に開催された社会保障審議会医療保険部会におきまして、令和6年度から国保運営方針に基づき、都道府県と市町村の役割分担の下、保険料水準の統一や医療費適正化等の取組をより深化する国保制度の取組強化の方向性が案として示されたところでございます。

これらの取組につきましては、国保運営連携会議や作業部会におきましても協議が行われているところでございますが、本会といたしましても、国や県の動向を踏まえながら保健事業の充実、そして、医療費等の適正化など保険者の皆様を取り巻く状況やニーズに沿った支援に努めてまいります。

また、本会の負担金、そして手数料の見直しにつきましては、国保を取り巻く情勢の変化等を考慮し、3年ごとに検討することとして以降、今回が初めての見直しの年となっております。5年度からの3年間の負担金・手数料につきまして、業務研究委員会で保険者の皆様の御協力もいただきながら協議・承認をいただいたところです。これにつきましては、本日の総会におきまして提案させていただき予定となっております。

本会におきましては、令和3年度から現中期経営計画に基づいて取組を進めているところでございます。5年度は次の経営計画の策定の年にもなってございます。計画策定に当たりましては、現計画の評価も踏まえながら、国の動向、県をはじめ、保険者の現状や課題、あるいは今後の連合会が目指すべき方向や役割、そして事業等に対する御意見をいただき検討を進めていきたいと思っております。

国保をはじめ、社会保障を取り巻く環境、状況が大きく変化し、一方でオンライン資格確認やマイナンバーカードの保険証利用など、デジタル化の基盤となる取組、さらに、医療・介護分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）等が強力に推進される中、本会もこれらの変化に対応した取組を続けていく必要があるものと考えているところでございます。

本日は、専決処分させていただいた件についての報告、あるいは規程等の改正、令和4年度予算補正、令和5年度の事業計画案並びに予算案等について提案をさせていただきこととしており

ます。皆様に御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

(3) 前回の総会以降の主な出来事等について

○若宮総務課長補佐 それでは、議事に入ります前に、前回の総会以降の主な出来事等について、常務理事の久木田より御説明申し上げます。

[常務理事久木田義朗君登壇]

○久木田常務理事 皆さん、お疲れさまでございます。常務理事の久木田でございます。

お手元に配付してある資料に基づきまして、昨年7月の前回の総会以降の主な出来事等について御説明、御報告させていただきたいと思っております。

まず、2ページ目を御覧いただきたいと思っております。

国保トップセミナーの開催についてでございます。

例年開催させていただいておりますので、すでに御参加いただいている方々も多いかと思っておりますが、首長さん、また国保の運協会長さん、国保主管課長さんの参加をいただきまして、それぞれに国保の関係で参考にしていただけるようなテーマを設けて、毎年開催をさせていただいております。

昨年につきましては、国保制度改革後の新たな制度の深化に向けた取組が求められているということで、国の国保課長、高木課長から、「国民保険制度の現状と今後について」、また、今日も出席いただいておりますが、県の国保課長の塩賀課長から、「本県における保険料水準の統一に向けた検討状況について」御講演をいただいたところでございます。

また、行政だけではなく民間と一体となった健康づくりが求められる中、日本健康会議の事務局長である渡辺先生から、「日本健康会議が目指すもの」を演題として講演をいただいたところでございます。

当日、本会の理事でもあります県医師会の池田会長も参加をいただいたところでございますが、鹿児島県版の日本会議の開催に向けた取組の必要性について、この会議の後、機会があるごとに様々な取組が必要なのではないかという御発言もされているように聞いているところでございます。

今後、県や国保をはじめ、全ての医療保険者で構成しております保険者協議会等での動きがございましたら、また必要な情報についておつなぎしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

3 ページを御覧ください。

毎年開催されておりますが、国保制度改善強化全国大会でございます。県、全国市長会、全国町村会、国保連合会等国保関係の9団体で開催しております。この大会で決議文を決議いたしまして、国へ関連の要請活動を行っているところでございます。

令和5年度は、下に記載してございますが、11月13日に大会の開催が予定されております。ぜひとも御参加をお願いしたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

大会の決議文等については、後もって見ておいていただければと思います。

5 ページを御覧ください。

従来から御説明してお願いしておりました、本会が関連しております国保総合システムの次期更改に向けた取組等についての資料が添付してございます。非常に大きなシステムであります。国保の審査請求の基幹システム、国保総合システムが更改の時期を迎えるということで、更改に必要な経費等につきましては、全国の連合会、また中央会で積立をして更改に備えていたところですが、以前から御説明申し上げたとおり、国の動きもございましてクラウド化をする必要があると、クラウド化をして中身を高度化といいますか、効率化するというところで国の動きと踏まえた機器更改をする要請がございました。それについては、従来積み立ててある財源では不足の部分があることもありまして、知事会、市長会、町村会等の御理解もいただきながら要望活動をさせていただきました。

不足分につきましては、4年度の補正で54億円、5年度の不足分についても57億円満額が予算措置されたということで、皆さんの御協力等についても本当に厚くお礼を申し上げたいと思います。

なお、5ページの一番下の丸に記載してございますが、クラウド化をすることによって機器更改、機械を新たにするという時期の縛りはなくなるメリットがありますが、今回非常に国の性急な取組をすることでクラウド化をするわけですが、それに当たっては、クラウドネイティブ化と申し上げてはいますが、非常にシンプルな形でクラウド化をすることが時期的に間に合わないということで、とりあえずクラウドに乗せるという対応をせざるを得ない状況にございます。

そのようなこともあって、非常に運営経費等が増大するという見込み、また中身のシステムの高度化等についての経費も今後生じてくるということで、さらに国のほうに国庫補助等の要望をしていく必要があるかと思っております。また、皆さん方の御理解と御協力が必要になると思っておりますので、具体的な状況が判明いたしましたら、また御説明申し上げまして、御協力をいただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

次の、6 ページを御覧ください。

国のクラウド化に伴って、全国で活用する標準システムを運用するための、本県の連合会で整備をする本会独自の外付けシステムに関しまして、昨年7月の段階で補正予算をさせていただきました。その折に、まだ若干不足する分があるということで理事長専決での補正を御説明申し上げていたところですが、ここに記載のあるような状況がございまして補正が必要なくなりました。経費削減の取組等、コスト削減、様々な工夫をして補正が必要なくなった御報告でございます。後もって御覧いただければと思います。

8 ページを御覧ください。

先ほどの理事長の説明にもありましたが、本会独自分という説明をさせていただいておりますけれども、8 ページの1に記載してあります。本会においては3年ごとに負担金・手数料の見直しをお願いすることとして、今回初めての見直しを迎えたところでございます。

見直しの主な観点としましては、国保の被保険者数の減少、処理件数の減少ということが深刻な状況になっております。

介護・障害につきましては、制度の改正等もございまして、受給者、対象者が増加しており、取扱件数の増加が今後見込めるということで、今回の見直しにおきましては、手数料の引き下げが一部実現できたところになっております。

また、物価の高騰という要因もございます。これらの観点を踏まえまして、本会について3年間、令和5年から7年について適用する手数料・負担金につきまして御意見をいただきながら取りまとめをさせていただいたところでございます。

2のところを書いてございますが、国保中央会においては2年ごとに負担金・手数料の見直しを行われているところです。様々な要因があって、非常に大きなシステムを設計する必要があるということもありまして、なかなか国保中央会の説明が十分なされないという状況もございます。全国の連合会で非常に厳しい財政状況の下、中身を非常に慎重に検討して説明がつくものについては承認をできるわけですが、それが不十分なものについては協議が先送りといいますか、持ち越しになっております。

それで、3番目でございますが、3に記載してございます。本会の負担金と国保中央会の見直し分、全国で承認された分について今回協議をお願いいたしますが、後もって審議をしていただくこととなります。よろしく願いいたします。

それから、9 ページ目に書いてございますが、国保中央会負担金につきましては、今申し上げたとおり2年ごとに見直しがなされているところでございます。これにつきましても、具体的な

提案があった段階、令和5年度に6年以降のクラウド化等に係る経費等について説明がなされると聞いております。この部分につきましても、全国の連合会でも慎重に検討をするということで、やむを得ない部分については、本会への負担金の追加で見直しをお願いする部分が出てこようかと思っております。御理解をお願いいたします。

それから、次に10ページ目でございます。

国・県等の要請に基づく対応等についての説明が3項目ほどつけてございます。新型コロナウイルスワクチンの接種費用に係る請求支払業務を連合会で行っているところでございます。

実績等につきましては、10ページに記載してあるとおりでございます。

なお、令和5年度については、国がどのような形でワクチン接種をしていくのか、負担のあり方等についても明確になっておりますので、本会の5年度の予算については、5年の3月接種分、4月に本会が受け付ける分について、月遅れ請求分は、確定的に生じるということで予算を計上してございます。その後の対応については現在未定になっておりますので、また国の動向が確定次第、説明をしながらお願いすることになろうかと考えているところでございます。

11ページですが、物価高騰対策支援事業ということで、医療機関、介護、保育の機関、そういった施設等について物価高騰に伴う負担が生じていると、特に患者や利用者に転嫁することができない負担が生じている部分があることで、12ページに記載してございますが、支払機関数の実績が記載してございます。ここに記載されている機関に対しまして、県の要請に基づき給付金を支払う支払事務を受託させていただいたところでございます。

また、(2)にございますが、鹿児島市につきましても、介護施設に対する給付、障害福祉サービスの事業所に対しても同様な事業が行われるということで、その給付事務につきまして一部を受託させていただいたところでございます。後もって理事長専決事項ということで報告議案とさせていただいているところでございます。

それから、予防接種法の改正による定期予防接種費用の請求支払業務につきまして、13ページに資料が添付してございます。令和8年度からのことになりますが、8年に向けてデジタル化が検討されております。

中身のイメージにつきましては、15ページを御覧いただければと思います。

15ページの左側に現状ということで自治体が紙の予診票や接種券を接種対象者に送付すると、医療機関が費用請求のため紙の予診票とか請求書を市町村に送付するという流れで、今現在、予防接種の関係の費用のやり取りという事務処理をされているわけですが、この事務をマイナンバーカードを用いたオンラインの流れでといたしますか、デジタル化をするということで計画がなさ

れてございます。8年度から実施予定ということで、そこまでシステムの整備等に期間を要するわけでございますが、これが実現されますと、市町村事務の効率化、また、本会でも担う役割や事務基盤の観点からその効果を期待しているところでございます。

それから、17ページでございますが、令和5年度の新規事業について資料が添付してございます。

まず、最初の事業ですが、医療費適正化支援事業ということで、個別支援モデル事業と記載してございます。来年度、データヘルス計画の見直しをする業務が発生してくるわけでございますが、その業務の支援のあり方等について連合会の持つデータ、ノウハウを活用して新たな支援のあり方、今後の事業化も含めてそういったことを検討していきたいということでのモデル事業を連合会として取組を進めたいと考えておりまして、事業を提案させていただいているところです。

18ページを御覧いただきたいと思っております。

柔道整復施術療養費の二次点検及び患者調査業務についてでございます。これにつきましては、保険者等の要望に基づく対応ということで柔道整復施術療養費の二次点検ですとか患者調査について事務処理の負担を軽減したい、取り扱いを統一したいということでのお話をいただきまして、それに対する取組を共同の事業という形で提案をさせていただくところでございます。

令和5年度につきましては、45保険者中40保険者が共同で参加していただける予定になっております。統一的な取組ができるように円滑な事業実施を進めてまいりたいと考えております。

20ページ以降、3つほどございます。

国民健康保険の適用除外となった外国人の情報提供について、21ページにつきましては、ケアプランのデータ連携システムのライセンス発行業務、また23ページにつきましては、障害福祉サービスのデータベースへのデータ連携業務、これらにつきましては、全国的に国の要請に基づき、情報の連携、そういった体制を取りまして、新たに情報の連携ができるような体制を整備する業務になっているところでございます。後もって資料を御覧いただければと思っております。

それから、25ページ以降につきましては、参考ということで4つほど資料を添付してございます。

25ページを少しだけ説明させていただきたいと思っております。

国保特定健診・特定保健指導の令和3年度の実施状況について、本県の実績、全国の実績が速報値ということでデータが掲載してございます。本県につきましては、全国で8位と、九州でも1位ということで特定健診の率が皆さんの御努力のおかげで非常に高くなってございますが、それでも受診率は43.1%になっております。

先ほど申し上げましたが、今後、国のデジタル化、データヘルスということで、データの分析、抽出等によって効果的な保健事業、医療を提供できる体制が整備されてまいります。

まずもって、最初にこのデータが入っている体制をつくっていくか、これへの取組が非常に今後とも重要になってくると考えております。医療費の適正化、健康の保持増進、保険者努力支援制度、保険者インセンティブの有効活用を図るためにも、ぜひとも健診の受診率、特定保健指導の受診率の向上に向けた取組の御理解、御協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、残り3つですが、新型コロナウイルス感染症に係る審査支払業務について、本会の業務の状況、感染症に伴う新たな業務の受託の状況について、オンライン資格確認の導入状況につきまして資料が添付してございます。後もって御覧いただきまして参考にさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

前回の総会以降ということで、非常に多くの出来事があるのですが、主な出来事等について御説明をさせていただきました。

本会におきましては色々な事業を手がけさせていただいております。また、色々な新たな要望等も受け止めさせていただいているところでございます。皆様方のいろんな御意見を基に新たに事業の検討も進めてまいりたいと考えておりますので、率直な御意見、要望等につきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

(4) 議長選任

○若宮総務課長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議長は、総会の都度、議員の中から互選することになっておりますが、どなたかお願いできますでしょうか。（「理事長をお願いします」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

理事長にとの声がございました。理事長に議長をお願いしてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○若宮総務課長補佐 ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、前田理事長に議長をお願いいたします。

前田理事長、議長席への御移動をお願いいたします。

[理事長前田祝成君議長席に着く]

○前田議長 ただいま議長に選任いただきましたので、議事の進行を務めさせていただきます。
円滑な議事運営ができますよう、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日御提案いたしております報告事項及び議決事項につきましては、事前に理事の市町村の国保主管課長で構成されます幹事会で協議し、また、2月3日に開催いたしました理事会においてお諮りし、御審議いただいておりますことを申し添えておきます。

お手元に総会議案、A3版の総括表及び財務諸表をお配りしてございます。

本日の総会は、報告事項4件と議決事項21件で、議案書に沿って御審議いただきますが、報告事項並びに議決事項である令和4年度歳入歳出予算補正及び令和5年度歳入歳出予算については、A3版の総括表に基づき御説明申し上げ、御審議いただくという方法で議事を進めさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できますよう挙手にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(5) 議事録署名者指名

○前田議長 次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、さつま町の上野町長さん、三島村の大山村長さん、お二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

(6) 議 事

報告事項

△報告第1号 弾力条項（令和4年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

△報告第2号 弾力条項（令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について

△報告第3号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（3回）について

△報告第4号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（4回）について

○前田議長 それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分いたしました令和4年度の弾力条項の適用と予算補正につい

てですので、報告第1号から第4号の4件を一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、報告第1号弾力条項の適用についてから、第4号令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（4回）についてまでを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○増崎審査第一課長 審査第一課長の増崎でございます。よろしく申し上げます。

弾力条項・専決処分につきましては、A3版横の資料で説明させていただきます。

表題に、令和5年第1回通常総会各会計報告事項（弾力条項・専決処分）総括表、右上に1/6ページと記載のある資料でございます。

弾力条項についてですが、表の上の米印を御覧ください。

連合会規約第47条の2の規定に基づくもので、特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足が生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができるかと定めており、報告第1号と第2号に適用させていただきましたので、報告するものでございます。

報告第1号は、診療報酬審査支払特別会計（2回）公費負担医療に関する支払勘定で、補正額3億8,012万9,000円の増額でございます。

報告第2号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計（2回）公費負担医療に関する支払勘定で、補正額は2億6,170万7,000円の増額でございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルス感染症による医療費の増加により保険医療機関等への支出金に予算不足が生じたため、早急に所要の補正をさせていただいたもので、第1号は国保分、第2号は後期高齢者分でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

報告第3号は、令和4年度一般会計（3回）で、補正額は25億4,500万6,000円の増額でございます。

報告第4号は、令和4年度一般会計（4回）で、補正額は3億8,431万6,000円の増額でございます。

いずれも早急に補正の必要があったことから専決処分させていただいたものでございます。

主旨でございますが、物価高騰重点支援地方交付金を活用して、医療機関や介護及び障害福祉

サービス事業所等への給付金を支払う業務を本会で受託するため所要の補正をさせていただいたもので、報告第3号が県からの、報告第4号が鹿児島市からの受託でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの御説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、報告第1号から報告第4号は、いずれも報告どおり承認することといたします。

議決事項

△議案第1号 手数料規程の一部改正について

△議案第2号 特別徴収情報経由事業規則の一部改正について

△議案第3号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について

○前田議長 次は、議決事項でございます。

議案第1号から議案第3号の3件は、規程等の改正でございますので、一括して審議することにしたと思いますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、議案第1号手数料規程の一部改正についてから議案第3号保健事業保険者等支援事業規則の一部改正についてを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○大村保険者支援課長 保険者支援課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号から第3号につきましては、A4版横、総会議案書、令和5年第1回通常総会議案と書かれている冊子で説明を行いますので御準備をお願いします。

議案書の33ページをお開きください。

議案第1号は、手数料規程の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、制度改正等により対象者が拡大された障害介護給付費や取扱件数に増加の見込みがある介護給付費の審査支払手数料等について、保険者の負担軽減を図るため適正な手数料単価となるよう減額するとともに、被保険者数や特定健診対象者数の減少による影響、及び物価高騰による影響を受ける各事業の手数料は、業務継続に必要な手数料単価となるよう増額等の見直しを行う。また、事業廃止に伴う手数料の削除、柔道整復施術療養費の適正化及び保険者の事務負担の軽減を図ることを目的として新たに実施する柔道整復施術療養費点検調査事務に係る手数料を新設するため、所要の改正をしようとするものでございます。

39ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。右が改正前で左が改正後でございます。

取扱件数の増加が見込まれることや新たに柔道整復施術療養費点検調査事務を実施すること、被保険者数の減少及び物価高騰による影響を受ける各事業の手数料などアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月の審査または処理に係る手数料から適用する。ただし、第2条第8項のただし書きについては、令和5年8月請求分から、同条第27号については、令和5年6月の点検・調査に係る手数料から適用するものでございます。

45ページをお開きください。

議案第2号は、特別徴収情報経由事業規則の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、特別徴収情報経由事務負担金について、対象となる介護保険第1号被保険者の増加に伴い、今後一定の期間、収入の増加が見込まれることから、実費弁償方式の下、安定した財政運営及び保険者の負担軽減を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

48ページを開きください。

アンダーラインの7円24銭を3円に改め、ただし書きを削除するものでございます。

附則、この規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

49ページを御覧ください。

議案第3号は、保健事業保険者等支援事業規則の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、国保中央会負担金（保健事業等保険者支援負担金）が変更されたことから、本会の国保データベース（KDB）システム等負担金を見直し、また、併せて本会の新医療費分析システムの機器更改等に伴い負担金の見直しを行うことにより安定的な財政運営を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

52ページをお開きください。

国保中央会負担金が変更されたこと及び新医療費分析システム機器更改等に伴い、アンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第1号から議案第3号まで、いずれも原案どおり決定することといたします。

△議案第4号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（5回）について

△報告第5号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

△報告第6号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

△報告第7号 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正について

△報告第8号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（3回）について

△報告第9号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△報告第10号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△報告第11号 財産の処分（令和4年度）について

○前田議長 次の議案第4号から議案第11号までは、令和4年度予算補正及び財産の処分でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、議案第4号令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（5回）から、議案第11号財産の処分（令和4年度）までの8件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○坪内審査管理課長 審査管理課長の坪内でございます。よろしくお願いします。

令和4年度予算補正につきましては、A3版横の総括表で説明させていただきます。

A3版横、総括表の右上に2/6ページと記載のあります令和4年度各会計歳入歳出予算補正でございます。

議案第4号から議案第10号は、令和4年度の各会計の予算補正について承認を求めるものでございます。

議案第4号は一般会計、議案第5号から3/6ページの第10号まで各特別会計の業務勘定、支払勘定でございます。

予算補正額、主旨、歳入の主な内容、歳出の主な内容につきましてはここにお示しのとおりで、令和4年度の実績見込みに伴い歳入歳出を補正させていただくもので、先ほど総会以降の主な出来事で説明のとおり、外付けシステム、仮想化、機器更改などの費用が安価となったことによる不用額、新型コロナウイルス感染症の影響によるものなどで不用額が見込まれることなどから資産管理運用規程に基づき積み立てを行うため補正させていただくものでございます。

A4版横の総会議案にお戻りいただきまして、121ページをお開きください。

議案第11号は、財産の処分（令和4年度）について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類、退職給付引当資産、国民健康保険財政調整基金積立資産、一般会計減価償却引当資産をお示しの処分額を備考欄にお示しの理由でそれぞれ取り崩すものでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいま議案第4号から議案第11号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田課長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○前田課長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第4号から議案第11号は、原案どおり決定することといたします。

△議案第12号 令和5年度事業計画（案）について

○前田議長 次は、令和5年度予算関係になります。

議案第12号令和5年度事業計画（案）についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○川上事務局長 事務局長の川上でございます。よろしくお願ひいたします。

123ページをお開きください。

議案第12号は、令和5年度事業計画（案）についてでございます。

125ページをお開きください。かいつまんで御説明申し上げます。

基本方針、まず1段落目は、国保を取り巻く環境は依然として厳しい状況であること。

2段落目、国においては、全世代型社会保障の構築に向けて、診療報酬改定DXなどデジタル社会への転換を急速に進めることとしていること。

3段落目、このような状況の中、保険者については国保制度改革の深化に向けた取組やガバナメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行などデジタル化への取組が求められている。また、国保連合会・国保中央会に対しても各種基幹システムのクラウド化とともに、さらに一体的なDXへの積極的な取組が求められる状況にある。本会はその成り立ちが保険者によって設立された団体であること、そして、その共同体としての役割と責任があることを認識し、保険者とともにこれらの状況の変化に適宜対応するため、現状や課題を共有しながら、専門的な知見やノウハウを活用し、保険者の財政や事務負担の軽減に資するよう、さらに効率的、効果的な保険者支援への積極的な取組が必要となっている。

また、国や県の要請に基づき各種の緊急的な事業などを実施してきており、全国の連合会・中央会と一体となって適切に対応することも重要である。

このため、本会の中期経営計画に10年後の将来像として掲げております「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者等業務を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」の実現に向けて、以下の方針に沿って本会の事業を実施していくこととする。

3年ごとに見直す本会独自部分の負担金・手数料について、事務的な協議を基に整理した見直し案により、5年度の予算（案）を提案させていただくこととしております。なお、介護保険の審査支払手数料を引き下げ、国保の新たな事業や電算共同処理、特定健診事業等一部のやむを得ない引き上げ分を除いて大部分を据え置きとしているところでございます。

126ページをお開きください。

また、5年度からの3年間について、見直し後の負担金・手数料を基に、状況の変化、保険者のニーズに対応した支援の積極的な展開を図るため、効率的・効果的な事務事業やコスト削減を行うとともに、計画的で安定的な財政運営に努める。

2つ目の丸、本会の10年後を見据えた初期3か年の中期経営計画は、5年度が最終年度であることから、引き続き目標達成に向けて取組を推進すること。また、本会を取り巻く大きな環境の変化を踏まえ、6年度からの新たな次期経営計画を策定することにより、職員が一体となって課題に対応するための組織力の強化を目指す。なお、関係機関に対し、考え方や方向性を明確にすることで信頼確保につなげる。

3つ目の丸、中長期的な視点に立って本会を取り巻く状況に柔軟に対応できる人材を育成・確保していく必要があることから、体制を整備の上、職員研修の効果を定着させるなど人材育成の強化を図る。

重点事項の審査支払関係につきましては、①審査基準の統一を図るため、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金と一体となった取組を推進し、統一されたコンピュータチェックの実装など審査の高度化・効率化に努めます。

次の127ページ、保険者支援関係につきましては、①保険者が策定・実施した第2期データヘルス計画の評価や第3期データヘルス計画の策定について、KDBシステム等を活用したデータの評価や分析に係る事務職及び専門職のスキルアップを目的とした研修会の開催、保健事業の効果分析・評価方法について第三者による保健事業支援評価委員会のノウハウを活用した効果的・効率的な事業展開につなげる支援を行います。

②後期高齢者医療や介護保険に関するデータ等を活用し、保険者が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を支援します。

③新たにモデル保険者を選定し、保険者への保健事業に係る個別支援を踏まえた第3期データヘルス計画の策定支援及び保険者努力支援制度申請等の各種提出に必要なデータ作成を行ってまいります。

次に、ページをおめくりいただきまして、129ページを御覧ください。

実施事業の1、会務の運営においては、(2)個人情報の保護・情報セキュリティ対策としまして、情報資産を安全かつ適正に管理するため、情報セキュリティ対策を推進するとともに、国際規格であるISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の適切な運用に取り組みます。

2、一般事業、(1)業務推進に関する事項につきましては、ア、職員能力向上研修及び職員派遣等による人材育成から、ウの業務効率化及びRPA運用の推進を図ります。

(2) 育成指導に関する事項につきましては、市町村の国保・保健担当職員の業務推進に資するため、アの各種研修会の実施から、ページをおめくりいただきまして130ページ、カの国保運営協議会会長等研修会の開催までを実施いたします。

次に、131ページでございます。

3、診療報酬審査支払事業につきましては、国保及び後期高齢者医療に係る療養の給付等について、診療報酬明細書の点検、公平・公正な審査及び請求支払を行います。

審査に当たりましては、コンピュータチェックを有効に活用し、単月点検のほか縦覧・横覧・突合点検を行い、一次審査の充実等を図ってまいります。

134ページをお開きください。

4、介護保険事業につきましては、(1) 介護給付費等の審査支払業務の推進から、次のページの(6) ケアプランデータ連携システムの利活用などを行ってまいります。

5、障害者総合支援事業につきましては、(1) 障害介護給付費の審査支払業務等の運用などを行います。

136ページをお開きください。

6、保険者事務共同事業による保険者支援につきましては、(1) 保険者事務電算共同処理事業に関する事項として、保険者及び後期高齢者医療広域連合に共通する事務を一元的に共同で処理し、経費の節減と事務処理の効率化を図るとともに、レセプトデータを蓄積し、医療費適正化及び保健事業に活用し保険者支援につなげるため、アから次のページのテまで様々な取組を進めてまいります。

(2) 第三者行為求償事務共同事業に関する事項につきましては、交通事故や食中毒等の求償について、保険者事務の支援に努めてまいります。

138ページをお開きください。

7、保健事業のための保険者支援につきましては、生活習慣病発症及び重症化予防や介護予防の推進など、市町村の健康づくりを支援するため、(1) 医療費適正化に資するための支援においては、ア、ここにお示しの各種システムの操作に関する研修会、それから次のページのエ、データヘルス推進研修会の開催では、医療費等データの評価・分析に必要な基礎知識・能力の取得により、保険者自らがデータヘルス計画に係る分析やPDCAサイクルに沿った保健事業展開するための支援を行います。

140ページをお開きください。

(2) 保険者の特定健診・特定保健指導に関する支援につきましては、健診の受診率向上のた

めの取組を行ってまいります。

次の141ページ、8、その他の事業としまして、（1）国保診療施設協議会の事務局として国保直営診療施設の支援を、また（2）の保険者協議会につきましては、県国保課と共同し、イ、生活習慣病の発症・重症化予防のための医療費分析の実施、オ、特定健診及び長寿健診の受診促進に係るテレビCM広報などを行います。

9、適正な予算編成及び執行につきましては、2行目の中ほどから財政運営を明確化した上でコスト配分に努めること。

さらに、公認会計士による監査や内部監査を実施するとともに、ITコンサルタントの助言を得てシステム構築・設計の検証を行うなど、適正な執行に努めます。

次に、142ページをお開きください。

令和5年度の予算額の一覧でございます。

表では、令和4年度の当初予算との比較をお示ししているところでございまして、表の一番下、令和5年度予算額の合計は、6,711億2,251万円で、当初予算の対前年度比は99.70%でございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの議案第12号の説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第12号は原案どおり決定することといたします。

△議案第13号 一時借入金について

△報告第14号 令和5年度一般会計歳入歳出予算について

△報告第15号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について

△報告第16号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

△報告第17号 令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出

予算補正について

△報告第18号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について

△報告第19号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

△報告第20号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

△報告第21号 財産の処分（令和5年度）について

○前田議長 次に、議案第13号から議案第21号の9件は、令和5年度予算関係で関連がありますので、一括して審議することにしたいと思っておりますが、差し支えございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○前田議長 御異議がないようですので、議案第13号一時借入金についてから、議案第21号財産の処分（令和5年度）についてまでの9件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○鉾立事務局次長 事務局次長の鉾立でございます。よろしくお願いいたします。

143ページを御覧ください。

議案第13号は、一時借入金についてでございます。

令和5年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について承認を求めるものでございます。

主な借り入れは診療報酬等の融資資金で、借入限度額は昨年と同額の20億円、借入先は鹿児島銀行、借入年利率は短期プライムレートの範囲内として、償還方法等は一括償還で、令和5年度の一般会計及び特別会計の歳入を充てるものでございます。

続きまして、令和5年度歳入歳出予算につきましては、A3版横の総括表で説明させていただきます。

A3版横の右上に4/6ページと記載の令和5年度各会計歳入歳出予算総括表でございます。

議案第14号から議案第20号まで令和5年度の各会計歳入歳出予算を定めるものでございます。

議案第14号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

令和5年度の予算額は8億7,447万2,000円で、前年度と比較しまして1,214万円の増額でございます。

います。

議案第15号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は15億2,129万6,000円で、前年度と比較しまして2億6,306万1,000円の増額でございます。

議案第16号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は9億3,755万7,000円で、前年度と比較しまして4,167万4,000円の増額でございます。

議案第18号は、特定健康審査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

予算額は1億2,535万円で、前年度と比較しまして544万6,000円の減額でございます。

5/6ページをお開きください。

議案第19号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

予算額は3億8,092万2,000円で、前年度と比較しまして2,433万円の増額でございます。

議案第20号は、障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

予算額は1億2,040万2,000円で、前年度と比較しまして551万9,000円の増額でございます。

収入の主な増減理由の欄には、主な収入及び増減の要因を、支出の主な増減理由欄には、主な支出及び増減の要因をそれぞれお示ししております。

一枚おめくりいただきまして、6/6ページでございます。

次の予算総括表は、支払勘定でございます。

議案第15号から第20号まで各種特別会計の支払勘定でございます。これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または公費実施主体である国、県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業所等へ支払いを行う会計でございます。

また、議案第17号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

令和5年度予算額、前年度比較の増減、事業内容及び前年度予算額との増減理由につきましては、お示しのとおりでございます。

一枚おめくりいただきまして、最後のページのA4版縦の資料でございます。

これは、令和5年度予算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要で、先ほどの4/6、5/6ページの業務勘定の総括でございます。

一般会計とそれぞれの業務勘定は今回の事業を実施・運営していくためのもので、医療機関等へそのまま流れる経費等の11億7,434万8,000円を除きますと、実質の運営予算は、27億8,565万1,000円となっており、人件費、システム関連費、国保中央会負担金、事業費等がございます。

中ほどに、実質の運営費予算の内訳を歳入歳出円グラフでお示ししております。

歳入の財源としましては、手数料・負担金が全体の約68.4%を占めております。

歳出では、人件費が26.6%を、システム関連費は17.3%、国保中央会負担が16.2%を占めております。

令和5年度予算の状況でございますが、令和5年度実質の運営費は、前年度当初予算費12%、約3億円の増額となっております。

主なものとして、6年4月の次期国保総合システムの稼働に向けてシステム及び機器の更改を行うことから、システム関連費としてシステム導入及び職員端末等に係る費用が約8,900万円など26.8%、約1億円増加となっております。また、次期国保総合システム開発負担金が約4,100万円の増加と、市町村間を移動した被保険者情報の紐づけ等を行う国保情報集約システムの更改のための開発負担金が新たに7,700万円発生するなど、国保中央会への負担が35.7%、約1.2億円増加するところでございます。

一方、歳入は一般負担金及び診療報酬審査支払手数料を据え置いたこと、被保険者数の大幅な減少が見込まれること、介護保険及び障害者総合支援に係る審査支払手数料を引き下げたことなどに伴い負担金が4.5%、約500万円減少し、診療報酬審査支払手数料が0.4%、約500万円の減少となりますが、共同事業手数料は各事業の手数料の見直しと新規事業として柔道整復施術療養費の二次点検及び患者調査業務等を新たに開始することから3.2%、約1,500万円の増額となっております。

続きまして、総会議案にお戻りいただきまして、265ページをお開きください。A4の総会議案、265ページでございます。

議案第21号は、財産の処分（令和5年度）について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類、一般会計積立資産から、次の266ページの障害者総合支援法ICT積立資産まで、お示しの処分額を備考欄にお示しの理由でそれぞれ取り崩すものでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの議案第13号から議案第21号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第13号から議案第21号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

以上で、予定された総会議案について終了いたしました。

その他、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定されました附議事項は、全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

○若宮総務課長補佐 前田理事長、ありがとうございました。元の席に御移動をお願いいたします。

(7) 閉 会

○若宮総務課長補佐 それでは、閉会に当たりまして、本会常務理事久木田が挨拶を申し上げます。

[常務理事久木田義朗君登壇]

○久木田常務理事 ただいま、本日提案をいたしました議案等につきまして、それぞれ承認・可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

令和5年度事業計画に基づいて、着実・円滑な事業の実施に努めてまいります。また、令和6年度からの次期中期経営計画につきましては、社会保障、またデジタル化など大きな変化が求められる中、保険者の皆様の状況やニーズに対応するとともに、中長期的なものも含めて、本会の課題を明確にした上で、引き続き連合会の再構築に向けた取組を続けていく必要があるものと考えているところでございます。ぜひ皆様の率直な御意見等をいただきたいと思いますと考えておりますので、

よろしくお願ひいたします。

本会といたしましては、これまで以上に県や市町村をはじめ、関係機関等との緊密な連携を図りながら、皆様方の負託に応えるべく、役職員一体となって取り組んでまいります。引き続き、御支援、御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

結びになりますが、会員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を心から祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○若宮総務課長補佐 以上をもちまして、令和5年第1回通常総会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

午後2時42分閉会

令和5年 第1回 通常総会

令和5年2月20日(月)

	氏名	出席			欠席	備考 (代理出席 予定者)		氏名	出席			欠席	備考 (代理出席 予定者)	
		本人	代理	委任状					委任状	本人	代理			委任状
鹿児島市	下鶴 隆央						南種子町	小園 裕康		○	○			副町長； 小脇 隆則
鹿屋市	中西 茂		○	○		健康保険課長； 岡 健一	三島村	大山 辰夫	○					
枕崎市	前田 祝成	○					十島村	肥後 正司		○	○			住民課長； 安藤 巧
阿久根市	西平 良将		○	○		健康増進課長； 猿楽 浩士	大和村	伊集院 幼						
奄美市	安田 壮平		○	○		市民部長； 徳永 恵三	宇検村	元山 公知						
出水市	椎木 伸一						瀬戸内町	鎌田 愛人	○					
伊佐市	橋本 欣也		○	○		保健課長； 長浜 哲郎	龍郷町	竹田 泰典		○	○			町民税務課長； 大吉 正一郎
指宿市	打越 明司	○					喜界町	隈崎 悦男						
西之表市	八板 俊輔		○	○		健康保険課長； 中里 千秋	徳之島町	高岡 秀規						
垂水市	尾脇 雅弥						天城町	森田 弘光		○	○			けんこう増進課 長；碓本 順一
薩摩川内市	田中 良二						伊仙町	大久保 明						
日置市	永山 由高						和泊町	前 登志朗						
曾於市	五位塚 剛		○	○		保健課長補佐； 小迫 克実	知名町	今井 力夫	○					
いちき串木野市	中屋 謙治		○	○		健康増進課主幹； 岡元 満	与論町	山 元宗						
南さつま市	本坊 輝雄		○	○		下津 祐二 主査	さつま町	上野 俊市	○					
霧島市	中重 真一						湧水町	池上 滝一	○					
志布志市	下平 晴行						錦江町	新田 敏郎		○	○			健康保険課長； 猪鹿倉 勝志
南九州市	塗木 弘幸	○					南大隅町	石畑 博		○	○			上大川 町民保険 課長
始良市	湯元 敏浩						肝付町	永野 和行	○					
長島町	川添 健		○	○		町民保健課長； 川畑 幸治	屋久島町	荒木 耕治		○	○			健康長寿課保険年金 係長；鬼塚晋也
大崎町	東 靖弘		○	○		保健福祉課長； 谷迫 利弘	医師国保 組	池田 琢哉						
東串良町	宮原 順		○	○		副町長； 島中 勇一郎	歯科医師 会	伊地知 博史						
中種子町	田渕川 寿広						鹿児島県	塩田 康一		○	○			国民健康保険課 長；塩賀 真由美
小計		3	11		0		小計		6	8		0		
							合計		9名	19名		0名		

※出席者 28名
(うち、委任状による出席 0名)